## 平成30年横瀬町農業委員会第10回総会議事録

- 1. 開催日時 平成30年12月25日(火)午前10時から10時52分
- 2. 開催場所 横瀬町役場
- 3. 出席委員(13人)

会長 3番 富田祐次 会長職務代理者 9番 広 雄 岸岡 農業委員 浅 見 孝 子 1番 2番 小 室 寿德 4番 町田 恒 夫 修一 町田 5番 6番 今 井 健 司 7番 泰明 木 﨑 典 男 8番 加藤 10番 哲 夫 冨 田 農地利用最適化推進委員 第1 平 沼 敏 明 第 2 小 河 俊夫

- 4. 欠席委員(なし)
- 5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 会期の決定
  - 第3 議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第3

村 越

聡

- 第4 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 6. 農業委員会事務局職員

事務局長赤 岩 利 行書記町 田 勝 一逸 見 雅 彦

## 7. 会議の概要

議 長 皆さん、こんにちは。本日は、委員全員の方に出席をいただいておりま す。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいま から平成30年第10回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員でございますが、慣例により議長によりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」]

議 長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

8番、加藤典男委員、9番、岸岡広雄委員のご両名にお願いします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件、議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件でございます。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件 を議題といたします。

議案第15号について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 議案第15号についてご説明いたします。

議案第15号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります8筆です。台 帳地目は全て畑、現況地目も全て畑で、計画面積は779.82平方メートルで す。

申請者は、議案書にございますとおり横瀬町在住の方です。申請理由は 集合住宅の用地となっております。

1枚おめくりいただきまして、案内図1で場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほどの赤色で示した場所になります。 具体的な場所ですが、中郷6区にあります札所9番から南西方向に約210メートルのところが今回の申請地になります。この農地について、集合住宅 用地に転用をしたいという申請でございます。

農地区分は、申請地が第1種居住区域にあることから、第3種農地と判断されます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議 長 事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。 担当委員の小河推進委員、お願いします。 小河委員。

小河推進委員 農地利用最適化推進委員の小河です。

上程されました議案第15号、番号1について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る22日に補助農業委員の今井委員と同行し、申請人の母立ち会いのも と、現地及び申請図書の確認をいたしました。

申請内容は、事務局の説明どおりでございまして、申請地に集合住宅、アパートを建設して賃貸経営をしたいとの許可申請です。申請地は全て畑として利用され、隣接農地は申請者の私有地であり、転用することによって生じる影響は少ないと考えられますので、議員の皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議 長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の6番、今井委員、お願いします。6番。

今 井 委 員 6番、補助委員の今井です。

申請者は、現在60歳を過ぎておりますが、会社勤めをされておりまして、 休日を利用して自家用の季節野菜を栽培している状況でございます。申請 地を含めて所有する自宅周辺の農地につきましては、ほとんどが保全管理 状態でございまして、今後、後継者も今のところいないということで、保 全管理していくのも今後大変になるのではないかということで、今回の申 請になって模様でございます。

ただいま小河推進委員から説明ありましたように、隣接する農地等は全 て申請者のものでございますので、特に問題はないと思いますので、ご審 議のほどお願いいたします。

以上です。

議 長 以上で、担当委員並びに補助委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。

7番。

木 崎 委 員 それでは、私のほうからは3点ほどばかり質問をさせていただきます。 事務局ないしまた担当委員さんのほうの答弁というような形でお願いを したいと思います。

まず、1点目なのですけれども、ゆっくり質問しますので、メモするのならメモしてください。この申請地につきましては、町道のレベルよりも大分低い部分に土地が存在しているわけでございますけれども、これについての敷地造成についての現況、本当に、先ほど申し上げましたとおり町道レベルより低いということなので、盛り土を施すのかどうか、その辺も添付された断面図というのが出ているのですけれども、ちょっと小さくて把握できませんので、その辺をわかったら教えていただきたいと思います。

それから、もし盛り土の場合については、かなりの量が入ると思いますので、この残土というのですか、残土の成分というか、具体的に申し上げますと、産廃土みたいな形であそこを盛り土されると、後々困るのではないかという懸念もありますので、その辺ももし盛り土されて土を入れるということになれば、土質の関係ももし聞いていればお答えを願いたいと思います。

また、2点目ですけれども、町道に面してすぐ下に200ミリぐらいのU字溝が道路脇にずっと、あそこは木の間沢まで入っているかと思いますけれども、この場合は、側溝の撤去、そういったものに関しての工事になるのか。そして、平面図を見ますと、側溝撤去後、カルバート布設、埋め戻しというのが小さく示されておりますけれども、この記述というのは具体的にちょっとわかれば説明をお願いしたいと思います。

それから、3点目なのですけれども、敷地の空きスペース、これはアスファルト舗装ということに平面図を見るとなっておりますけれども、雨水の処理について平面図ではちょっとわかりづらいので、その辺の雨水の流末ですか、そういったものがどこへ行くのか、もしできれば平面図で説明をお願いしたいと思います。

以上、この3点お願いいたします。

議 長 事務局。

事務局 ただいまの7番委員さんのご質問にお答えいたします。

まず、1つ目の町道から低いところであるというところで、造成、盛り

土をするのかというご質問でございますが、これにつきましては申請人に 確認したところ、盛り土はしないということで、実際に土を盛るような部 分につきましては、発生土で賄うというお話を聞いております。

そのため、土質のことにつきましても問題は発生しないと考えております。

2つ目の町道との接合部であります、現在U字溝が入っているところで ございますが、ここには、現在のU字溝を撤去しまして、そこへ水を通す カルバートを設置しまして、それをした後、舗装復旧をするという計画に なっております。このような形で、このU字溝の機能は現在と同じように 保たれると考えております。

3つ目のご質問でございます。雨水処理ですが、これにつきましては平面図、建物配置図という図面でごらんいただきますと、緑色の点線と丸が入っている部分がございます。皆様にお配りしました資料ですと、建物配置図というA3の大きさの地図がございます。そちらをごらんいただきたいと思いますが、失礼しました。A4で縮小してございます。

今回建築する予定の建物でございます。建物のところに一般と書いてある、1階サンルーム、2階バルコニーと書いてある建物がございますが、その建物の絵の左と右と、それと下側にございます有孔管VP100と書いてある管がございます。二重線のこの点線でなっておりまして、途中に丸い、ここが排水溝になるかと思うのですが、丸く書いてある管がございます。この管が建物の右側、左側、そして正面から町道のほうに向かいまして、進入路をずっと延びている管がございます。この管が町道のほうに向かう途中で1カ所、図面のほうでいきますと、下のほうに延びているところがございます。こちらのほうまで敷地内の雨水を集めた後、この辺にあります堀に自然流下という形になりまして、そして南側にございます木の間沢に流れるものと聞いております。

以上でございます。よろしくお願いします。

議 長 7番さん、ありますか。よろしいですか。

7番さん、農業委員会においては、現在の畑を転用してよいかどうかということで検討してわけでございますけれども、木崎君大分詳しいので、難しい質問まで入ってしまいましたけれども、その部分については、また建設課のほうと折衝があると思いますので、ご了解願いたいと思います。

他にございませんか。

9番。

岸 岡 委 員 それでは、ちょっと書類上での確認ということで、二、三質問をさせて いただきます。

まず、申請用紙の説明書のほうのこの厚いほうの1ページ目を見ていただけますか。まず、1点目ですけれども、利用状況の中で高圧線の保全用の土地が普通の畑として利用しているというふうに私は書類上では理解したわけですけれども、実際にこの状況を見ると、4点ほどの土地はどう見ても利用状況の中として普通畑という言葉はふさわしくないのではないかと思われます。それは、東電の説明などからも読まれるように、高圧線の保全で使う土地だということで、地権者との取り交わしもされておりますので、そういう利用をしているというのを明快に書いたほうがいいのではないかということを1点質問といたします。

それから、2点目ですけれども、畑の合計面積の説明の仕方が3つほど数字が混乱をしております。具体的に言いますと、この1ページ目では779.82平方メートル、そして実効面積ですと781.26、それから銀行の融資の説明、これは後ろのほうのページにありますが、781.30平方メートルという3つの数字が入り組んだ形で資料ができております。具体的には、実効面積というのは実効でしようがないと思いますが、融資面積の数字も申請に合わせた面積にするように統一をした書類のほうがいいかと思います。それを確認いたします。

それから、あと3点目なのですけれども、7つ、8つあるこの土地の将来を見た場合、これ枝番がいっぱいくっついて、小さい面積というのがたくさん入ってきた場合は、枝番をカットして一括の地番で統一するような登記上の処理とか何かというのができると、より書類も見やすく、管理もしやすくなるのではないかというふうに思われますが、その辺のアドバイスなり方向というのはできるのかどうかを聞きたいと思います。

以上、3点について説明を求めます。

議 長 事務局。

事務局 ただいまの9番委員さんのご質問にお答えいたします。

まず、1つ目の利用状況についてでございますが、こちらが普通畑ということでございますが、高圧線の下における場所におきましても、実際に耕作をしておりまして、そして畑として扱われている土地がほかにもございますので、普通畑ということでよろしいと判断しております。

続きまして、2つ目の面積の差異についてですが、合計面積が779.82平方メートルということで、そのほかに事業計画書のほうには実効面積としまして781.26平方メートル、そしてご指摘のとおり、銀行の融資証明書の中にある面積と少し違うのではないかという部分でございましたが、農業委員会としてはこの申請書の1ページにあります面積、こちらが台帳面積で、この面積で登記簿とも突き合わせまして判断しております。実測面積が台帳から変わってくるのは、正直言いまして、多々ある部分、時々生じる部分かと思います。そして、銀行の融資についても、これは事業者と計画者が話し合ってこの面積で出したものと思われます。よって、このような面積で上がってきたのは、認められる範囲と考えております。

続きまして、この土地の小さい筆がたくさんふえてしまうということで、 筆を集めてはというお話でございますが、この筆を合わせます合筆という ような行為につきましては、これは土地の所有者の個人の考えになってし まうかなと思いますので、これにつきましては農業委員会からは特に何か 申し上げることはないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 9番さん、よろしいですか。

岸岡委員 どうもありがとうございました。わかりました。

議 長 他にございませんか。

[「なし」]

議 長 ないようでございますので、以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。上程中の議案第15号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

[举手全員]

議 長 全員賛成です。

よって、議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件に つきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定 いたしました。ありがとうございました。

日程第4、議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件 を議題といたします。

議案第16号について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 議案第16号についてご説明いたします。

議案第16号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台

帳地目は田、現況地目も田で、面積は263平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり横瀬町在住の方で、譲渡人も横瀬町在住の方です。 申請理由は住宅用地で、権利の種類は使用貸借権の設定となっております。

1枚おめくりいただきまして、案内図2で場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほどにあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、川東地区にあります札所五番の語歌堂から南東方向に約110メートルのところが申請地になります。この農地について、使用貸借権を設定し、住宅用地に転用をしたいという申請でございます。

なお、添付資料の中で登記簿の写しの次にございます計画図をごらんいただきたいと思います。この計画図の中で申請地の下側の土地に位置指定道路申請予定とございます。この位置指定道路のことについて、県の建築安全センターに確認したところ、事前相談は受けており、申請が提出されれば2週間程度で指定となるとのお話を受けております。

農地区分は、周辺に住宅が散在している区域であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 事務局の説明を終了します。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員、お願いします。

平沼委員。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第16号、番号 1について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る18日に補助農業委員の加藤委員と同行して、現地及び申請図書の確認をいたしました。現地は、今事務局の説明がありましたとおり、川東地区、地番は〇〇〇一〇。一応、この用地の南側が、これは用悪水路になっていまして、一応ここへ排水するような絵がついています。現地を見ると、北側には田んぼがあるのですけれども、今回も隣接する農地の同意書をもらっていますので、特に問題ないと思いますが、委員皆様のご審議のほどをよろしくお願いします。

以上です。

議 長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の8番、加藤委員、お願いします。8番。

加藤委員補助委員の加藤です。

先般、推進委員の平沼さんとともに現地を確認してまいりました。現地の南側は運輸会社の倉庫なのですか、北側は水田が広がっております。排水設備も整っており、近隣に対する問題点もないものと思われます。

以上のような観点から、私個人といたしましては、許可相当と判断いたしました。皆様方のご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議 長 以上で担当委員並びに補助委員の所見を終了いたします。 続きまして、質疑に移ります。

7番。

木 崎 委 員 ちょっと細かいことで申しわけないのですけれども、私が考えるということでちょっとご理解をいただき、その回答をお願いしたいと思います。というのは、この同意書についてなのですけれども、日付の問題です。同意書のすぐ下に、平成30年12月12日という日付がありますが、それで承諾というか、異議なく同意しますということで、同意者の日付が12月9日ということになっています。これはどうなのでしょうか。私が考えるには、12月9日、同意者のこの日付と同じもしくはこの前なのではないかと私は思うのですけれども、この文面から読み解くと、12月12日ではなくて12月9日もしくは12月8日とか、そういった日付になるかと思うのですが、その見解はどうですか。

議 長 事務局。

事務局 ただいまの7番委員さんのご質問にお答えいたします。

ご指摘のありました同意書の日付の部分でございますが、これにつきましてはご指摘のとおりでございますので、これは書類を差しかえていただくように手続をしたいと思います。よろしくお願いします。

議 長 よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

[「なし」]

議 長 ないようでございます。以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。上程中の議案第16号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

[举手全員]

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。

よって、議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件に

つきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定 いたしました。ありがとうございました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして、不適当あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了しました。これをもちまして閉会といたします。

(午前10時52分)